

43 国立公園ステップアッププログラムの推進に向けた施策の充実・強化

(環境省)

【提言・提案項目】 **制度**・**予算**

- 1 訪日外国人旅行者等が、伊勢志摩国立公園の自然景観等の魅力を十分体験・体感できるよう、「自然公園等整備事業」など、自然公園施設の整備に対する予算を十分かつ安定的に確保すること。
- 2 インバウンドの拡大に向けて、質の高いエコツーリズムを提供できるよう、地域が一体となって進めるインストラクターやガイドの育成、新たなプログラムの企画およびエコツアーの実施など、ソフト事業を行うための支援措置を拡充すること。
- 3 国立公園の上質な景観を保全するため、国立公園の普通地域における太陽光発電等の大規模開発について、自然公園法等に基づく手続きをさらに強化すること。

《現状・課題等》

- 1 環境省の「国立公園満喫プロジェクト」の取組を先行的・集中的に実施していく国立公園に選定された伊勢志摩国立公園では、自然歩道・公衆トイレ等の自然公園施設を整備していますが、施設の老朽化が進んでおり、また、訪日外国人等が国立公園の優れた自然景観をゆっくりと楽しむことができる施設も不足しています。このため、伊勢志摩国立公園地域協議会において策定した「伊勢志摩国立公園ステップアッププログラム 2020」に基づいて、計画的に施設の整備や改修等に取り組んでいく必要があります。
- 2 伊勢志摩国立公園では、自然と人の営みが調和した景観や歴史・文化・食などの地域資源を余すところなくエコツアー等に活用できるよう、地域の観光事業者、関係市町や農林水産業者等が一体となって、地域全体を活動エリアとするエコツーリズム推進協議会を設立し、全体構想の認定に向けて準備を進めているところです。今後は、これらの地域資源を活用した魅力的なエコツアーを訪日外国人旅行者等に提供できるようにしていくことが重要です。
このため、将来にわたって貴重な国立公園の資源を保全することの重要性を伝えられるインストラクターやガイド等の人材育成、伊勢志摩ならではの自然・人的資源を生かしたプログラムの企画、エコツアーの実施など、国立公園の観光資源や滞在環境の整備に向けた財源として、徴収が始まった「国際観光旅客税」の活用も視野に入れながら、地域が自主的に企画する研修やイベント等のソフト事業に対しても支援措置を拡充する必要があります。
- 3 伊勢志摩国立公園は、私有地が96%を占め、地域住民の暮らしや営みによって豊かな自然が育まれてきた国立公園であることから、公園区域における普通地域の割合も約68%と高いことが特徴です。平成29(2017)年3月に「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準」が改正され、普通地域内における太陽光発電施設の設置に係る届出についての審査項目が追加されたものの、依然として大規模な発電施設の建設が進められており、世界水準のナショナルパーク化をめざす伊勢志摩国立公園の景観や自然環境に与える影響が懸念されています。

事務担当 農林水産部みどり共生推進課

関係法令等 自然公園法、国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準

44 中小企業・小規模企業に配慮した消費税・地方消費税税率引上げへの対応

(経済産業省、中小企業庁、国税庁、公正取引委員会)

【提言・提案項目】 制度・予算

地域経済を支える重要な存在である中小企業・小規模企業が消費税・地方消費税税率引上げに混乱せずに対応できるよう、以下の施策を講じること。

1 消費税・地方消費税税率引上げに伴う反動減対策

国においては、消費税・地方消費税税率引上げ後の消費喚起や反動抑制を目的に9項目の経済対策に取り組まれているところであるが、その多くは時限措置であり、失効後の反動減が国内外の景気減速局面と重なるリスクもあるため、今後の国の予算の編成などにおいて、地方経済の活性化に十分配慮した総合的かつ積極的な実効性のある中小企業・小規模企業振興策を講じること。

2 軽減税率制度の円滑な実施

軽減税率制度の導入にあたっては、特に小規模小売店において複数税率や区分記載請求書等保存方式など制度の複雑さに対する不安や懸念が聞かれることから、国が実施する講習等の機会に、特に小規模事業者を対象に丁寧な説明を行うなど、制度が円滑に実施されるよう取組を徹底すること。

3 消費税・地方消費税の適切な転嫁対策

消費税・地方消費税の適切かつ円滑な価格転嫁を図るため、消費税転嫁対策特別措置法に基づき、取引先等における価格転嫁拒否等に対する監視や取締り、指導・周知を徹底すること。

《現状・課題等》

- 前回（平成26（2014）年4月）の消費税率が5%から8%に引き上げられた際には、駆込需要の反動による個人消費の低迷などにより、実質GDP成長率が前年比0.9%減となるなど、大きな影響がありました。今回の消費税税率引上げの際にも、個人消費の低迷が予想され、中小企業・小規模企業や商店街等における経営の悪化が懸念されています。
- 現在、国においては、消費税軽減税率制度等に対応するための事務手続きや方策等についての講習会の開催、専門家の派遣、相談窓口の設置や各種パンフレットの配布等に加え、キャッシュレス手段を使ったポイント還元・割引の支援やキャッシュレス決済用の端末等の導入補助などに取り組まれているところです。
- 県としても国の動向を注視しつつ、商工団体とも連携して、県内の中小企業・小規模企業に寄り添いながら、三重県中小企業・小規模企業振興条例に基づくきめ細かな支援を展開していきますので、国においては、中小企業・小規模企業が消費税税率の引上げに適切に対応できるように、必要十分な対策をお願いします。

事務担当 雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
関係法令等 消費税法、消費税転嫁対策特別措置法

45 中小企業・小規模企業の事業活動継続への支援

(経済産業省、中小企業庁)

【提言・提案項目】 制度・予算

地域経済を支える重要な存在である中小企業・小規模企業の事業活動の継続を支援するため、以下の対策を講じること。

1 小規模企業の事業継続力強化に対する支援

「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」の改正に伴い、商工会又は商工会議所が関係市町村と共同して作成する事業継続力強化支援計画については、新たな事務負担が生じるため次の措置を講じること。

- (1) 商工会および商工会議所においては、新たな計画策定・実行を指導する職員（法定経営指導員）の設置などの新たな負担が生じるため、事業費のみならず人件費についても商工会および商工会議所に対し国が直接補助金を交付するなど、支援措置の充実強化を図ること。
- (2) 市町村および都道府県においても新たな事務を行うことになるため、算定根拠を明示した上で所要額を確実に交付税措置すること。
- (3) 事業継続力強化支援計画の認定を行う際の認定基準など具体的な運用については、できるだけ早期に示し、商工会や商工会議所および都道府県等の意見をふまえること。
- (4) 法定経営指導員については、基本的には既存の経営指導員を研修して充当するスキームとなっているため、その育成に万全を期すとともに、専門家による十分なフォローアップができる体制を構築すること。

2 中小企業の事業承継円滑化に向けた支援

中小企業の後継者難による廃業を減らし、円滑な事業承継を進めるため、支援体制および支援施策の充実を図ること。具体的には、平成30（2018）年度補正予算で措置された「事業承継・世代交代集中支援事業」（プッシュ型事業承継支援高度化事業および事業承継補助金）を当初予算化するなど、少なくとも事業承継の集中実施期間（おおむね10年間）において維持・拡充するとともに、事業引継ぎ支援センターの機能強化のための予算についても拡充を図ること。

《現状・課題等》

1 中小企業の事業継続力強化に対する支援

「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」の改正により、商工会および商工会議所においては、計画実行のための事業費のみならず、法定経営指導員の設置などにより、人件費についても新たな負担が生じることになります。都道府県においては、①事業継続力支援計画の審査、認定事務、②経営発達支援計画の確認事務、③法定経営指導員の管理、職能手当等による人事評価に関する経費、市区町村においては、計画の共同主体として、計画の進捗管理および実行（商工会等への事務委託等を含む）経費が生じるものと見込まれています。これらの経費については、普通交付税の基準財政需要額の積算基礎に算入することとされているところですが、特に法定経営指導員の設置に関する経費等については、商工会および商工会議所に確実に予算措置がされるよう、国から商工会および商工会議所への直接的な財政支援が必要です。また、併せて都道府県および市区町村に対し、確実な予算措置が必要です。

市町村および商工会・商工会議所による実効性ある計画の円滑な策定に向けては、事業継続力強化支援計画の認定を行う際の認定基準など具体的な運用について都道府県の意見をふまえられるよう、できるだけ早期に示される必要があります。また、法定経営指導員の育成やフォローアップについても国からのきめ細かな支援が必要です。

2 中小企業の事業承継円滑化への支援

平成 29（2017）年度事業承継ネットワーク構築事業の地域事務局に公益財団法人三重県産業支援センターが採択され、金融機関や商工団体、土業等専門家の民間機関や公的機関からなる「三重県事業承継ネットワーク」を平成 29（2017）年 8 月に組成し、「三重県事業承継支援方針」の策定や事業承継診断等の事業を行ってきました。

平成 30（2018）年度においては、ネットワークの構成団体に三重県市長会、三重県町村会および三重県信用農業協同組合連合会を加え、実施体制の強化を図るとともに、公益財団法人三重県産業支援センターが平成 29（2017）年度補正予算プッシュ型事業承継支援高度化事業の採択を受け、地域ブロック（北勢、中南勢・伊賀および伊勢志摩・東紀州の 3 ブロック）毎のきめ細かな支援や専門家チームの派遣など個者支援の充実に取り組んでいるところです。

今後も、「三重県事業承継支援方針」に基づき、ネットワークを核とするオール三重体制により、プレ承継・事業承継・ポスト承継の各段階に応じたきめ細かな支援を総合的・集中的に実施していくため、令和元（2019）年度以降においても、本ネットワークで実施するプッシュ型の個者支援充実のための予算措置や対象事業の拡充を図るとともに、承継後の企業における再成長・経営革新に係る支援や事業引継ぎ支援センターの機能強化に係る予算拡充など、地域における事業承継支援の取組を促進していく必要があります。

事務担当 雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

関係法令等 中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（中小企業強靱化法）、中小企業等経営強化法、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律

46 電源立地地域振興対策の推進

(経済産業省)

【提言・提案項目】 **制度**・**予算**

- 1 電源立地地域対策交付金の電力移出県等交付金相当部分について、電力の安定供給における再生可能エネルギーの重要性や、地域における理解促進が不可欠であることを考慮し、対象電源を見直すこと。
- 2 電源立地地域対策交付金の水力発電施設周辺地域交付金相当部分について、引き続き安定した水力発電の維持を図るため、交付水準の改善および交付期間の恒久化を行うこと。

《現状・課題等》

- 1 電源立地地域対策交付金の電力移出県等交付金相当部分は、公共用施設の整備等、住民福祉の向上に活用され、火力や水力等の発電用施設の設置および運転に係る地域住民等の理解促進に資するとともに、本県および県内市町における貴重な財源となってきました。

一方、国の長期エネルギー需給見通し（平成 27（2015）年 7 月）における令和 12（2030）年のエネルギーミックス（電源構成）では、再生可能エネルギーの割合を 22～24%とする見通しが示されており、エネルギー基本計画（平成 30（2018）年 7 月）においても、再生可能エネルギーの主力電源化が掲げられています。本県でも、エネルギー基本計画をふまえて、三重県新エネルギービジョンに基づき再生可能エネルギーの導入促進に取り組んでいるところです。

このように、エネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合が増加し、その重要性が高まっているにもかかわらず、電源立地地域対策交付金（電力移出県等交付金相当部分）の対象電源は、原子力、地熱、火力、水力の 4 種類に限られています。太陽光や風力等の再生可能エネルギー発電施設についても、その設置および運転にあたっては地域住民等の理解が不可欠となっており、電力の安定供給を図るためには、対象電源として太陽光や風力等の再生可能エネルギーを追加することが必要です。

- 2 電源立地地域対策交付金の水力発電施設周辺地域交付金相当部分は、公共用施設の整備等住民福祉の向上に活用され、水力発電施設の設置および運転に係る地域住民等の理解促進に資するとともに、水力発電施設所在市町における貴重な財源となっています。

しかしながら、平成 23（2011）年度の見直しにより、交付限度額算定に係る交付単価および最低保証額の引下げが行われ、交付限度額が減少しました。また、交付期間は最大 40 年間に延長されましたが、来年度（2020 年度）には交付期間満了を迎える発電施設が全国において初めて生じることとなり、三重県内でも多くの発電施設が交付金算定の対象外となります。

引き続き電力の安定供給を図るため、クリーンで安全な水力発電の重要性を考慮するとともに、電気の生産地に対して消費地が享受する恩恵の一部を還元するという制度主旨に立ち返り、当該交付金の交付水準の改善および交付期間の恒久化を行うことが必要です。

事務担当 雇用経済部ものづくり・イノベーション課

関係法令等 発電用施設周辺地域整備法、電源立地地域対策交付金交付規則 ほか

47 国際戦略総合特区「アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区」の推進

(内閣府)

【提言・提案項目】 制度・予算

- 1 令和2(2020)年3月31日を期限とする「国際戦略総合特区設備等投資促進税制」を令和4(2022)年3月31日まで延長すること。また、初期投資の回収に長期間を要する航空宇宙産業の特徴や本特区で指定を受けている企業の多くが中小企業であることなどをふまえ、事業者の新規立地・設備投資をより効果的に支援できるよう、対象設備の金額要件を大幅に引き下げる。
- 2 今後、市場規模拡大が見込まれる宇宙機器開発・供給事業についても、「国際戦略総合特区設備等投資促進税制」の対象とすること。
- 3 地域の実情に配慮しながら、「国際戦略総合特区支援利子補給金」をはじめとした金融・財政支援に十分な予算措置を講じること。

《現状・課題等》

- 中部地域は、日本の航空機・部品生産額の5割以上、航空機体部品では約8割を生産する日本一の航空宇宙産業の集積地であり、本県においては、我が国唯一の航空機用電源システムメーカーであるシンフォニアテクノロジー(株)、複合材加工の分野でオンリーワン技術を持つ三重樹脂(株)、関連中小企業の効率的な生産体制が整備されている航空機部品生産協同組合など29事業者が本特区の指定を受けています。
- 松阪地域においては、航空機部品生産に関する、切削やプレスなどの加工から表面処理・塗装までの全工程を実施することができる一貫生産体制が構築され、生産性が大幅に向上するとともに、グローバル市場で勝ち残れる自立化・高度化した部品製造が可能となっており、今後は、海外も含めた販路開拓にも取り組むこととしています。
- 今後、20年間で市場が2倍になると言われる航空宇宙産業は、国際的な競争が激化しており、我が国がシェアを確保していくためには、技術高度化、生産性向上、コストダウンへの取組等を強化していく必要があることから、現在、租税特別措置法により令和2(2020)年3月末を期限とする「国際戦略総合特区設備等投資促進税制」を延長する必要があります。また、対象となる機械・装置の金額要件(取得価格2千万円以上)について、特区参画企業の大半が中小企業であり、少額投資への適用を希望している企業が3分の2を超えることから、対象設備の金額要件を大幅(例えば、現行の2分の1程度)に引き下げ、中小企業にとって投資しやすい規模の設備投資も対象とするなど、生産機能の充実を図っていく必要があります。
- 本特区は、航空機および宇宙機器産業の振興を目的としており、本県においてもシンフォニアテクノロジー(株)、ロケットや人工衛星のベアリングを製造しているNTN(株)等の宇宙機器事業を実施する事業者も特区へ参画していますが、「宇宙機器開発・供給事業」については税制支援の対象外となっているため、国際競争力の強化につながっていません。
- 上記の状況等をふまえ、税制支援だけでなく、「国際戦略総合特区支援利子補給金」などの支援にも十分な予算措置を講じ、設備投資を促進させることで、世界的な競争力を確保していく必要があります。

事務担当 雇用経済部ものづくり・イノベーション課
関係法令等 総合特別区域法、租税特別措置法

48 中小企業における外国人材の円滑な受入れ

(法務省)

【提言・提案項目】 **制度**・予算

地方の中小企業が活用しやすい制度となるよう、新たな在留資格制度の運用に係る相談はもとより、受入企業等の義務とされる外国人に対する様々な支援にあたっての相談にきめ細かく対応できるよう、都道府県ごとに企業向けの相談窓口を設置するなどの体制を整備すること。

《現状・課題等》

- 1 入管法等の改正により、本年4月から新たな在留資格制度が創設され、労働力不足が深刻化する中で外国人材に対する県内中小企業の期待は大きなものとなっています。
- 2 現在、新たな在留資格制度全般についての相談は各拠点の入国管理局が、各受入分野の相談は各省庁地方官署が相談窓口位置付けられているところですが、受入機関や登録支援機関では手続きが複雑であり、きめ細かな相談に対応できる体制が必要です。
- 3 また、受入機関又は登録支援機関は、外国人材の受入れにあたって、職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援が義務付けられているところですが、その支援の内容や実施方法について、身近に相談できる機関がないため、中小企業では受入れに前向きであっても、活用しにくいといった声が届いています。
- 4 地方の中小企業において外国人を円滑に受け入れていくには、新制度の活用に向けた手続きや運用に関する相談はもとより、様々な相談にきめ細かく対応できるよう、国のリーダーシップのもと、都道府県ごとに企業向けの相談窓口を設置することが必要です。

事務担当
関係法令等

雇用経済部雇用対策課

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律、特定技能外国人受入れに関する運用要領

49 学校施設の安全確保対策・防災機能強化等の推進と財源確保

(文部科学省)

【提言・提案項目】 制度・予算

- 1 公立学校における耐震化を完全なものとするため、非構造部材の耐震対策工事についても、建物の耐震化と同様の算定割合の引上げ（ $1/3 \rightarrow 1/2$ ）を行うこと。また、小中学校における特別教室の空調設備など、さらなる安全確保対策や教育環境整備について、十分な財源を確保すること。さらに、高等学校においても、生徒の人命に関わる空調設備の設置について補助制度を創設すること。
- 2 津波浸水想定区域内にある公立学校施設の高台移転等の津波対策を推進するため、津波対策のための不適格改築事業の要件を緩和するとともに、必要な用地取得費や造成費を補助対象に含めるなど支援制度を拡充すること。
- 3 公立学校施設の老朽化等に伴い施設整備の需要が増大する中、施設整備計画に基づく円滑な事業推進がなされるよう十分な財源をできる限り当初予算で確保し、早期に事業採択を行うこと。また、公立学校施設整備事業が実態に即したものとなるよう、建築単価の引上げ等、支援制度を充実させること。
- 4 公立学校の個別施設計画について、実効性のあるものとするため、計画に基づいて実施される外壁工事や屋上防水工事などの予防保全措置について大規模改修事業の対象とするなど、支援制度を拡充するとともに財源の確保を図ること。
- 5 私立学校施設の耐震化事業に対する補助率の引上げ（ $1/2 \rightarrow 2/3$ ）および非構造部材の耐震対策工事に対する補助率の引上げ（ $1/3 \rightarrow 1/2$ ）を行うこと。

《現状・課題等》

- 1 本県の公立小中学校の建物の耐震化については、市町教育委員会が積極的に対策に取り組んだ結果、平成 28（2016）年度に完了しましたが、非構造部材の耐震対策のうち、屋内運動場等の天井等の落下防止対策については、平成 30（2018）年 4 月 1 日現在、13 棟で対策未実施となっています。（対策実施率 97.7%、全国平均 98.2% 平成 30（2018）年文部科学省調査）
また、屋内運動場等の天井等の落下防止対策以外の、窓ガラスや外壁などの非構造部材については、対策の対象が多岐にわたることもあり、対策実施率は 18.8%（全国平均 39.6%）と低い状況にあり、対策の推進が必要となっています。
児童生徒等の安全確保の観点から公立小中学校施設の耐震化を推進するため、非構造部材の耐震対策工事についても、建物の耐震化と同様に現状の算定割合を $1/3$ から $1/2$ に引き上げ、耐震対策工事の推進を図る必要があります。
特に、近年、地球温暖化の影響拡大が懸念される中、昨夏も猛暑となり、学校における熱中症の防止対策が喫緊の課題となりました。人命に関わる安全確保対策として高等学校における空調設備整備についても、速やかに対策が講じられるよう新たな支援制度の創設が必要です。

2 平成 30 (2018) 年 4 月 1 日現在、本県では 120 校 (23.7%) の公立小中学校が、県が公表している津波浸水予測図 (平成 26 (2014) 年 3 月) による浸水域内に立地しています。時間的余裕を持って避難できる高台が周辺に無く、屋上等においても津波に対する安全性が確保されない学校にあっては、高台移転や高層化等の対策が必要です。

平成 27 (2015) 年度に津波対策のための不適格改築事業の拡充が行われましたが、補助要件である「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく「津波防災推進計画」の策定は全国的にも進んでいないため、支援制度の活用が難しくなっています。補助要件の緩和並びに用地取得費や土地の造成費を補助対象に含めるなど、支援制度のさらなる拡充が必要です。

3 公立学校施設については、建物の老朽化が進むとともに、施設のバリアフリー化や住環境とのギャップが大きくなってきているトイレ環境の改善などさまざまな教育環境の質的な向上が求められていることなどから、施設整備の需要が増大してきています。

令和元 (2019) 年度当初予算においては、防災・減災、国土強靱化のための臨時・特別の措置 941 億円が計上されたことから、前年度を大幅に上回る予算額となりましたが、各設置者が抱える課題はさまざまであり、その解決に向け計画的に取り組んでいくため、全ての事業区分が幅広く採択されるよう十分な財源をできる限り当初予算で確保し、早期に事業採択が行われることが必要です。

平成 30 (2018) 年度 当初予算 682 億円

令和元 (2019) 年度 当初予算 1,608 億円 (うち「臨時・特別の措置」941 億円)

また、公立学校施設整備事業の交付金額は、学級数に応じた必要面積や 1 m²あたりの建築単価等により算出されているところですが、必要面積は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に規定する学級編制の標準により算定されるため、少人数学級等により標準を上回る学級数に係る面積は交付金額の算定に反映されません。また、建築単価については、平成 26 (2014) 年度以降、毎年引き上げられていますが、依然として実勢価格と乖離しており、設置者の負担が大きくなっています。

このため、必要面積の算定方法の見直しや建築単価の大幅な引上げ等を行い、実状に合った補助制度となるよう改善する必要があります。

4 公立学校の個別施設計画については、全国的に策定が進んでいない状況にあり、本県においても小中学校を設置する 29 市町のうち、平成 30 (2018) 年 4 月 1 日現在、個別施設計画の策定は 1 設置者のみとなっています。

現行の交付金制度は、老朽化した建物について全面的に改造・改良する事業が対象とされており、部分的な改修は設置者の負担となっています。今後、個別施設計画の策定が進み、当該計画に沿って、施設の長寿命化を図っていくためには、施設の状態に適した、予防保全的な改修の需要が増大することから、計画に基づいて実施される部分的な改修工事についても支援の対象としていく必要があります。

- 5 本県の私立学校においては、公立学校に比べて校舎の耐震化が遅れています。(平成31年(2019年)3月31日現在、耐震化率98.0%)
また、国の私立学校に対する耐震化の促進事業は、公立学校に比べ補助率が低くなっています。私立学校の耐震化を促進するためには、耐震補強工事の補助率の上限を、公立学校と同様に1/2から2/3に引き上げる必要があります。
さらに、児童生徒等の安全確保の観点から、耐震対策実施が進んでいない窓ガラスや外壁などの非構造部材の耐震対策工事についても、建物の耐震化と同様の補助率(1/2)に引き上げる必要があります。(平成30(2018年)年4月1日現在、耐震対策実施率31.7%)

事務担当 教育委員会事務局学校経理・施設課、環境生活部私学課、子ども・福祉部少子化対策課

関係法令等 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律、地震特措法、地震財特法、南海トラフ特措法、津波防災地域づくり法

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、学校施設環境改善交付金交付要綱、私立学校施設整備費補助金交付要綱

50 いじめ・不登校対策の推進

(文部科学省)

【提言・提案項目】制度・予算

- 1 いじめをはじめとするさまざまな悩みの相談やいじめの通報に応えるための「SNSを活用した相談」について、継続的に事業を実施すること。
- 2 いじめや児童虐待など、学校で生じるさまざまな問題に対応するため、スクールロイヤーを継続的に学校に派遣するための制度を整備すること。
- 3 いじめ問題への対応や不登校児童生徒への幅広い支援が求められている中、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を十分に配置できるよう国の補助率を引き上げること。
- 4 教育支援センター（適応指導教室）に教員を配置できるよう義務標準法において算定するとともに、教育支援センター等が実施する社会的自立に向けた体験活動等を充実させるための予算を拡充すること。また、不登校児童生徒が通う民間施設（フリースクール等）の評価指標を早期に作成し、その評価指標を満たす施設について、一人ひとりの子どもの状況に応じた運営を支援する制度を整えること。

《現状・課題等》

- 1 本県では、「三重県いじめ防止条例」を施行（平成30（2018）年4月）し、社会総がかりでいじめの防止に取り組んでいます。いじめの防止には、子どもたちやその保護者にとってより相談しやすい環境を充実させること、子どもたちが主体的に行動できる力を育むことが重要です。
こうした中、子どもたちが相談しやすい環境を充実させるため、平成30（2018）年度「SNSを活用した相談体制の構築」事業を活用し、県内全ての中学生、高校生を対象にSNS相談を実施しました。SNS相談窓口には、いじめをはじめとするさまざまな相談が多く寄せられました。また、これまで誰にも相談できず悩んできたLGBT、思春期特有の不安や悩みなど、相談内容は多岐にわたっています。SNS相談は、子どもたちが相談したい時に気軽に安心して相談できる窓口となっています。いじめ対策を進める上で、相談しやすい環境を充実させることは非常に効果的であることから、継続的に事業を実施できるよう必要な予算を確保する必要があります。
- 2 子どもたちがいじめの予防に主体的に行動できるよう、平成29（2017）年度から「いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究」事業を活用しています。平成29（2017）年度においては、三重弁護士会の協力も得て、グループで議論しながらいじめについて考える「いじめ事例別ワークシート」を作成しました。平成30（2018）年度は、4月に施行した「三重県いじめ防止条例」を周知するとともに、ワークシートを活用した弁護士によるいじめ予防授業を実施しました。この授業により、児童生徒のいじめに対する理解等が大きく向上するなどの成果も出ており、スクールロイヤーの果たす役割は大きいと考えています。

学校現場では、いじめや問題行動に加えて、児童虐待など新たな問題への対応も必要となっており、学校がさまざまな事案に対する法的アドバイスをスクールロイヤーから受けられるよう、一部地域での調査研究事業としてではなく、継続的にスクールロイヤーを派遣できるよう、新たな制度を整備していく必要があります。

- 3 本県では、令和元（2019）年度も、スクールカウンセラーを全ての中学校区（152 中学校区：義務教育学校 1 校含む）と高等学校 37 校に配置し、専門的な人材を活用し小学校から中学校への途切れのない支援を行うことで、教育相談体制の充実を図っています。また、スクールソーシャルワーカーを 12 名体制として、通常の派遣に加え高等学校 7 校（拠点校）に配置し、近隣中学校区の定期巡回をあわせて行うことにより、事案の未然防止および早期発見・早期対応を図っているところです。

このような中、教職員が子どもと向き合う時間を十分確保するとともに、学校だけでは解決が困難な事案等にチームとして適切に対応することが求められており、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等について現状以上の人員および時間を確保することが必要なことから、補助率を 1 / 3 から 1 / 2 に引き上げるとともに、十分な財源確保が必要です。

- 4 本県では、平成 2（1990）年度から「学校不適応対策事業」として教育支援センター（適応指導教室）の設置を進め、不登校児童生徒の学校復帰を支援していますが、本県における小中学校の不登校児童生徒（不登校を理由として年間 30 日以上欠席した児童生徒）数は、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、平成 29（2017）年度は 2, 115 人で、前年度と比較して 84 人増加しており、依然として支援を必要としている児童生徒が多い状況です。

近年では、不登校になる要因が多様化しており、学校だけで対応することが難しく専門的な対応が必要となっていることから、各市町の教育支援センター（適応指導教室）が地域の拠点となり、学校と教育支援センター、医療機関、専門機関等と連携して不登校児童生徒を支援しています。各市町教育委員会は、教育支援センター（適応指導教室）に、カウンセリング等の研修を受け、不登校児童生徒の教育相談や指導等を専門的に行うことのできる指導員を配置しています。

こうした中、各市町教育委員会から、不登校児童生徒の自立や学校生活の再開を支援するには、児童生徒の在籍校等との連携を図りながら効果的な支援を行うことができる教員の配置が強く求められています。不登校児童生徒の自立や学校生活の再開を支援するため、教育支援センター（適応指導教室）に教員を配置できるよう、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正が必要です。

また、不登校児童生徒への支援については、当該児童生徒の意思を十分に尊重しつつ、体験活動等の多様な学習活動が求められています。このことから、不登校児童生徒の社会的自立に向けて、教育支援センター（適応指導教室）および民間施設（フリースクール等）の運営を支援する必要があるとあり、評価指標に基づく民間施設（フリースクール等）に対する支援制度が必要です。

事務担当 教育委員会事務局教職員課・生徒指導課

関係法令等 義務教育国庫負担法、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、市町村立学校職員給与負担法、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

51 教職員の働き方改革の推進と外部人材の活用

(文部科学省、スポーツ庁)

【提言・提案項目】 制度・予算

- 1 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員やスクール・サポート・スタッフなどの外部人材の配置拡充に係る予算について継続的に予算措置すること。また、部活動指導員の補助制度の負担割合について、地方自治体の事情に応じた活用ができる制度とすること。
- 2 子どもたちの学力向上、教員の授業力向上により一層取り組むため、小中学校に配置している指導教諭が効果的に職務を遂行するための加配を措置すること。

《現状・課題等》

- 1 複雑化・多様化している学校の課題に対応し、教育の質の向上を図るとともに業務の効果的・効率的な改善を進めるため、教師や専門スタッフ等の学校に勤務する多様な教職員が、それぞれの専門的な技能を集約して活用し、チームとして連携・協働して学校運営を推進していくことが、求められています。

本県では、令和元（2019）年度も、スクールカウンセラーを全ての中学校区（152 中学校区：義務教育学校1 校含む。）と高等学校 37 校に配置し、専門的な人材を活用し小学校から中学校への途切れのない支援を行うことで、教育相談体制の充実を図っています。また、スクールソーシャルワーカーを 12 名体制として、通常の派遣に加え高等学校 7 校（拠点校）に配置し、近隣中学校区の定期巡回をあわせて行うことにより、事案の未然防止および早期発見・早期対応を図っているところです。

今年度スクール・サポート・スタッフを 15 人配置し、これまで教員が担っていた宿題やプリントの添削作業、調査の回答などの教員のサポートを行っています。スクール・サポート・スタッフを配置した学校において、昨年度は、実際に教員の時間外勤務が縮減されるなど、教員の負担軽減に効果が表れています。

部活動指導員については、顧問教員の時間外勤務の縮減や、競技経験のない部活動の顧問を任され不安を感じる教員の負担軽減に効果があるため、7 市町に 21 人を配置していますが、一部の学校の配置にとどまっており、今後、県内の他の地域や学校にも部活動指導員の配置を拡充していく必要があります。

これらの外部人材について、継続的に予算措置していただくとともに、補助率の引上げ（1/3→1/2）と、十分な予算の確保が必要です。

また、現在、「部活動指導員配置促進事業」の補助割合は、国 1/3 に対して、市町村 1/3、都道府県 1/3 となっていますが、市町村と都道府県の負担割合について、地方自治体の地域事情に応じて柔軟に対応できるようにすることが必要です。

2 本県では、平成 27（2015）年度から、児童生徒の学力向上につながる教員の授業力向上などの学校の指導体制を効果的なものにするため、全市町の一定規模の小中学校（原則、小学校 14 学級以上、中学校 11 学級以上。一定規模の学校がない市町にも必ず配置。約 100 校）に対して、指導教諭を配置しています。指導教諭は、授業を受け持ちつつ、「公開授業や示範授業」、「効果的な指導資料の提示・共有」、「若手教員等に対する授業観察を通じた指導助言や個別相談」、「学校内の OJT の活性化」等に取り組んでいます。

取組の成果として、配置校から「教員の授業改善に向けた研修意欲、授業力の向上」、「算数科の習熟度別少人数指導の充実」、「児童生徒の学習意欲、学力向上」等が報告されています。一方、「職務遂行に係る時間の確保が難しい」等の課題が報告されています。こうした現状から、小中学校に配置している指導教諭が効果的に職務を遂行するため、加配措置が必要です。

事務担当 教育委員会事務局教職員課、保健体育課

関係法令等 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

「次世代の学校・地域」創生プラン～学校と地域の一体改革による地域創生～（平成 28（2016）年 1 月 25 日 文部科学大臣決定）
学校教育法施行規則の一部を改正する省令

52 外国人児童生徒に対する支援の推進

(文部科学省)

【提言・提案項目】 制度・**予算**

- 1 日本語指導が必要な外国人児童生徒に対する就学支援、学校生活への適応指導および日本語指導に係る事業を拡充するとともに、国の補助率を引き上げること。
- 2 外国人児童生徒教育について、担当教員の配置を拡充するとともに、発達障がいの可能性のある児童生徒への指導・支援に関する研究を進めること。
- 3 特別の教育課程による日本語指導が可能になったこともふまえ、日本語指導に関する指導計画の作成や評価の実施等についての情報提供等、必要な支援を行うこと。

《現状・課題等》

- 1 本県の公立小中学校および県立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒数は2,300人で、県内の41%にあたる15市町243校に在籍しており、依然、支援が必要な児童生徒数等は増加傾向にあります(平成30(2018)年5月1日現在)。(平成28(2016)年度文部科学省実施の「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」をもとに本県が算出した外国人児童生徒の在籍率は全国1位)このような中、受入体制の整備および就学支援に関しては国の事業を活用し、また、初期の日本語指導および学校生活への適応指導に関しては外国人児童生徒巡回相談員の派遣や外国人児童生徒教育専門員の配置等により、取組の充実を図っています。さらに、県立学校には、外国人生徒支援専門員や特別支援学校外国人児童生徒支援員を配置し、日本語支援や相談業務等の充実を図っています。入管法改正に伴い、今後、さらに支援が必要な児童生徒の増加が考えられる中、日本語指導が必要な外国人児童生徒一人ひとりに応じた支援を行うためには、継続的な予算措置とともに、補助率の引上げが必要です。また、現在、事業に係る予算の補助割合は、国1/3に対して、市町村1/3、都道府県1/3となっていますが、市町村と都道府県の負担割合について、地方自治体の地域事情に応じて柔軟に対応できるようにすることが必要です。
- 2 外国人児童生徒教育については、担当教員の基礎定数化による教職員定数の改善(特別の教育課程による日本語指導を受ける児童生徒18人に1人)が図られていますが、現在も外国人児童生徒の在籍数は増加傾向にあり、初期日本語適応指導教室や拠点校の設置、特別の教育課程による日本語指導の取組の推進には、外国人児童生徒教育を担当する教員の配置のさらなる拡充が必要です。また、日本語指導が必要な児童生徒で、発達障がいの可能性のある場合には、日本語能力面での課題や文化的背景、行動様式等の相違により、必要な支援の判断が見極めにくいことがあります。このような児童生徒への指導・支援の在り方について、専門家、専門機関等による研究が必要です。
- 3 本県では外国人児童生徒の在籍の有無に関わらず、特別の教育課程による日本語指導について、研修等を通して情報を共有しながら取組を進めていますが、具体的な事例は十分とは言えません。また、外国人児童生徒の在籍数の違い等により、特別の教育課程を進めていく上での課題が多岐にわたることから、学校の状況に応じた取組が進められるよう、指導方法の作成や評価の実施、さまざまな実践事例の情報提供などの支援が必要です。

事務担当 教育委員会事務局高校教育課、小中学校教育課、特別支援教育課

53 学級編制標準の引下げと加配定数の維持・拡充

(文部科学省)

【提言・提案項目】 制度・予算

- 1 小学校2年生以降の学級編制標準を引き下げること。
- 2 複式学級、特別支援学級の学級編制標準を引き下げること。
- 3 先行実施している30人学級や、特別支援教育、外国人児童生徒への支援、小中一貫教育、小学校英語教育、教員と多様な人材の連携によるチーム学校の推進などの教育課題に的確に対応するとともに、学校における「働き方改革」のための指導体制の改善を図るため、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」による基礎定数化の着実な推進および加配定数の維持・拡充を行うこと。

《現状・課題等》

- 1 本県では、小学校1、2年生での30人学級（下限25人）および中学校1年生での35人学級（下限25人）を実施するとともに、平成24（2012）年度からは国の加配定数を活用し、小学校2年生で36人以上の学級を解消していますが、全学年で少人数学級編制を実施することが求められています。
また、加配定数を含めた教職員定数の総数が年度末にならないと明確にならない状況では、計画的・安定的な教員の採用を実施することが困難な状況です。
- 2 複式学級を有する学校の普通学級においても、特別な支援を必要とする児童生徒が一定数在籍しており、現行の複式学級編制では発達段階に応じた対応が困難になっています。このため、複式学級を有する学校について、小学校においては学級編制標準の引下げ、中学校においては複式学級の解消が求められています。
また、特別支援学級については、重度、重複の障がいのある児童生徒が年々増加する中、これらの児童生徒へのきめ細かな対応が求められており、多人数（7～8人）の学級での指導が困難になっています。このため、特別支援学級の学級編制標準の引下げが必要です。
- 3 本県では、年々増加する特別な支援を必要とする児童生徒や、日本語指導を必要とする外国人児童生徒に対して、基礎定数および国加配とともに県単加配を配置し、個々の状況にあわせて対応しているところですが、先行実施している30人学級の継続や、小中一貫教育、小学校英語教育、教員と多様な人材の連携によるチーム学校の推進などの教育課題に的確に対応するとともに、学校における「働き方改革」のための指導体制の改善を図るため、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」による基礎定数化の着実な推進および加配定数の維持・拡充を行うことが必要です。

事務担当 教育委員会事務局教職員課

関係法令等 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

54 義務教育費国庫負担制度の充実

(文部科学省)

【提言・提案項目】 **制度**・予算

教員が使命感や誇り、熱意を持って子どもたちを指導していけるよう、教員の職務の特殊性に十分配慮し、勤務実態に応じた処遇の改善を実施するとともに、義務教育に必要な財源は国の責務として完全に措置すること。

《現状・課題》

- 全ての学校に、資質・能力の高い優秀な教員を確保し、憲法に定める教育の機会均等や教育水準の維持向上など義務教育の根幹を保障することは国の重大な責務であり、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法、義務教育費国庫負担法等により、その確保が図られてきたところです。
- 学校教育を取り巻く課題は、一層複雑・多様化しており、教員にはより高度な専門性や豊かな人間性が求められています。また、教員の業務は一段と過密化し、負担が増加しており、信頼される学校づくりを組織的に進めていくためには、より資質・能力の高い優秀な教員を確保していくことや教員の士気を高めることが重要な課題となっています。
- こうした課題に対応するため、教員の職務の特殊性に十分配慮し、勤務実態に応じた処遇の改善を実施するとともに、義務教育に必要な財源は国の責務として完全に措置することが必要です。

事務担当 教育委員会事務局福利・給与課

関係法令等 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法、義務教育費国庫負担法、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律等

55 保育人材の確保と保育の質の向上

(内閣府、文部科学省、厚生労働省)

【提言・提案項目】 制度・予算

- 1 幼児教育・保育の無償化により、新たな保育ニーズの高まりが想定されることから、待機児童対策をより推進していく必要がある。そのためには、保育所等の施設整備と同様、保育人材の確保が急務である。
施設型給付費などの公定価格を見直し、保育士の賃金水準の底上げを図ると同時に、待機児童解消を目指す市町が、保育士の負担軽減を図る保育支援者を活用する補助事業に取り組む場合には国庫補助率を嵩上げするなど、地方自治体が地域の実情に応じた取組を推進できるよう支援すること。
- 2 これまでも進められてきたキャリアアップの仕組みによる保育士等の処遇改善制度について、現場の状況に応じてより柔軟に対応できるものに見直すこと。要件とされているキャリアアップ研修は、これまで体系的な研修制度の無かった保育士にとって、保育の質の向上を図るための重要な学びの機会であり、十分な代替職員の配置を可能とするなどして、受講しやすい環境づくりを支援すること。
- 3 年度途中入所が多く、また、無償化によるさらなる需要喚起が想定される低年齢児保育を充実させるため、年度当初から保育士の加配が可能となるよう、施設型給付費などの公定価格を見直すこと。
- 4 発達障がいなどを含む特別な支援や配慮を要する障がい児や、アレルギー対応が必要な子どもに対する適切な保育や支援を実施するため、障がい児保育を行う職員の指導にあたる専門職の配置や調理員の増員など、十分な職員配置が可能となるよう公定価格や補助制度の見直しを図ること。

《現状・課題等》

- 令和元(2019)年10月から実施される幼児教育・保育の無償化については、これまで段階的に進められてきた取組を一気に加速し、子育て世帯の負担軽減、質の高い幼児教育の機会の確保が図られるものであり、着実に推進されるべき重要な施策であります。
一方で、全国的に待機児童の問題が解消されていない中、本県においても、平成30(2018)年4月1日現在で80人の待機児童が発生しており、その大きな要因は保育士確保の難しさにあります。
本県では平成30(2018)年度、県内の潜在保育士約11,000人を対象に「就労等意識調査」を実施(回答数は約2,000人)したところ、回答のあった方の内、約半数が7年未満で離職しており、離職理由の多くを賃金や休暇、残業などの労働条件の不満が占めていました。
復職する際に求める条件は、「就業時間が自分の条件に合う」が最も多く、自分の生活スタイルに合わせて勤務できることを希望しているにも関わらず、休暇が取りづらく、残業が多いという保育現場への不満につながっていることが見えてきました。
また、年代別に分析したところ、30歳未満の世代は「給与がよい」こと、30歳以上の世代は「就業時間が自分の条件に合う」ことを重視する傾向にあることも判りました。

○ これらのことから、保育士の就労促進や離職防止を図るためには、労働条件の改善が必須であり、公定価格の見直しによる賃金の底上げや時間外労働の削減などに、確実に取り組んでいく必要があります。

本県では、保育士の負担軽減を図り、働きやすい職場づくりを進めるため、令和元（2019）年度から「保育体制強化事業」（保育対策総合支援事業費補助金）に取り組むこととしました。

保育士の定着、離職防止を図るために有効な当該事業を、無償化による保育ニーズの増加が想定されるこの期間に、集中的に取り組んでいきたいと考えていますが、当該事業を始めとする地方負担のある補助事業については、各地方自治体とも厳しい財政状況の中、十分な予算を確保することが難しく、県内市町においてもその活用が進んでいない状況にあります。

○ 現在、保育所等のハード整備については、「子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている県内市町（※）において、定員数を超える保育の利用申込が見込まれる場合に、その年齢区分の定員を増やす整備に係る国庫補助率の嵩上げが認められています。

施設整備と保育人材確保は同時に進めるべき取組であり、各地方自治体の実情に応じて必要な取組を推進できるよう、「保育体制強化事業」などの人材確保対策補助制度についても、嵩上げの仕組みを創設することが必要です。

（※ 財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であって、平成31（2019）年4月1日現在の待機児童数（見込）が10人以上、かつ平成31（2019）年度の保育拡大量（見込）が90人以上の市町村に限る。）（平成31（2019）年2月4日厚生労働省通知より）

○ 平成29（2017）年度に構築された、研修による技能の習得や職責に応じて保育士等の処遇改善が行われる仕組みは、その加算額の配分方法が複雑かつ硬直的であり、必須とされる研修についても、経験年数概ね7年以上の保育士については4分野60時間以上と、相当数の研修日数を要するため、現場から改善を求める要望が多く寄せられています。

処遇改善の要件としてだけでなく、保育士の資質向上を目的としたキャリアアップ研修の受講を促進していくためにも、その仕組みや要件を各園の実情に応じてより柔軟に対応できるものとし、研修受講については代替職員加算ではなく、非常勤保育士の配置が可能となる公定価格の仕組みとするなど、保育士が受講しやすい環境づくりへの支援が必要です。

○ 本県の待機児童は、平成30（2018）年4月1日現在の80人から10月1日現在では434人と、年度の途中で大幅に増加しています。そのうち低年齢児（0～2歳児）が433人で99.8%を占めており、年度途中で低年齢児保育の需要が高まる状況です。無償化の取組を受けて、今後ますます低年齢児の保育ニーズの増加が見込まれる中、年度途中で保育士を確保することは難しく、保育士配置基準の高い低年齢児保育のニーズに対応するには、年度当初から保育士を加配することが必要です。

○ 保育所に入所する発達障がいなどを含む特別な支援や配慮を要する障がい児が増加するとともに、その児童を受け入れる保育所も増加しています。障がい児一人ひとりに適応した保育や支援を行うためには、保健師などの専門職の配置が可能となるよう支援することが重要です。また、本県では、私学助成を受ける私立幼稚園・認定こども園において、障がい児の受入を進めているところです。私立高等学校等経常費助成費補助金（幼稚園特別支援教育経費）において、受入児童数が1名の場合から補助の対象となるよう補助対象の拡充を行うことが重要です。

同時に、保育所等ではアレルギー児への対応が求められ、除去食や配膳などに丁寧で細やかな配慮が必要となっています。アレルギーは命に関わる重大な事案を引き起こすことも想定されるため、調理員の負担は心身ともに増大しています。

食育などをおして食の面から子どもたちの健康と安全を担保するためにも、調理員の配置基準を見直す必要があります。

事務担当 子ども・福祉部少子化対策課

関係法令等 児童福祉法、児童福祉法施行令、子ども・子育て支援法、子ども・子育て支援法施行令